

令和4年度第1回環境審議会における御意見に対する県の考え方について

No	頁	該当箇所	御意見・ご質問	県の考え方	計画の修正
1	全般	全般	温暖化改正版ですが、略語がたくさん出てきます。 例えばBAUはp21に初めて現れ、脚注25で説明されていますがp25の表2には説明されていません。 もし、索引(脚注のリスト)BAU...p21のようにあれば、p21に脚注を見ることができます。 もし、間に合いましたら、ご検討いただければ幸いです。	上位計画の表現等との整合を図るため、脚注については初出時のみとさせていただきます。	
2	全般	全般	「実行計画」ということを考えると、「どこの部署が実行するのが重要」なのではないかと思うのですが、(あるいはそれは法律の条文に示されているのかもしれませんが、)この大綱案に明示できないのでしょうか。また、予算なきところに仕事なしということだと「絵に描いた餅」になりかねないようにも思うのですが・・・	御意見のとおり施策の担当部局を明示することは重要です。これまで緩和策、適応策ともに毎年度施策の進捗を確認し、専門委員会への報告を行うとともに、県HPで公表しています。公表を行う際には担当部局を明記しており、今後も引き続き担当部局を明示してまいります。	
3	全般	全般	埼玉県といっても秩父市のような山間部、川島町(小生の祖父母の出身地)のような平野の農村部、さいたま市のような平野の都市部、それぞれ環境が異なります。熱収支環境や生態系といった自然環境、そして公共の交通機関の利用しやすさなども異なるかと思えます。また、温室効果ガスの排出量も異なっているかと思えます。したがって、それぞれの市町村ごとの温暖化対策は「効果的に貢献できる対策内容は異なる」のではないのでしょうか。 県として実行計画を立て、それを各市町村に下ろし、そこで具体化していただく形になるのでしょうか。もしそうであれば、県内の市町村の「地域特性」を考慮した対策の立案、推進を各市町村にアドバイスする必要があるかと思えます。	御意見のとおり、市町村は地域特性に応じて計画を策定する必要があるため、県では計画を策定しようとする市町村に対して支援を行ってまいります。	
4	全般	全般	今後の計画につきましては様々な分野で推進、改善、支援等の活動計画が挙げられています。計画を実行するために県の予算がどれほど割り当てられるのか、またその予算は県の目指す削減目標を達成させるために十分な財源があるのか、借金をしないと実現できないのか、教えてください。県民に今後の環境問題を解決していくためにどれほど大変なのかが伝わるように思います。県の財務状況を熱心に読む方が何人いるか、また理解できる人が何人いるか考えると、環境問題に県民一同ワンチームで臨んでいくために、わかりやすい表し方で県民の環境意識を育てる事が急がれるように感じますが、何か県のお考えの計画等はございますか？	県の予算は様々な課題解決に向けて総合的に検討・策定します。一方、御指摘のとおりカーボンニュートラルに向けた取組をわかりやすく伝えることは大変重要です。具体的な事業等の実施にあたっては、わかりやすい表し方で県民の認知や理解が進むように工夫してまいります。	
5	4	2(2)	(1)は21条と明記されていますが、(2)は12条と明記されないのは何か理由があるのでしょうか？	御指摘を踏まえて「第12条」の文言を追記します。	○
6	5	図1 他	趣旨)県の適応策の表現や構成がわかりにくい。気候変動適応法との関係性がわかりにくい。	本計画は気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても位置付けおり、参考資料として「地球温暖化対策(適応策)の方向性」としてまとめています。気候変動適応法との関係性については参考資料でわかりやすく示すよう工夫してまいります。	
7	8	—	地球温暖化は、温室効果ガスの排出量増大のほかに吸収する森林の減少も原因になっているように思います。その記述がどこかに無いと、対策としての植林につながらない気がします。	御指摘を踏まえて「森林の減少」等についても言及します。	○

No	頁	該当箇所	御意見・ご質問	県の考え方	計画の修正
8	9	図2-3	世界の年平均気温の推移ですが、単なる線形回帰で線を引くべきではなく、1940年以前、1940年～1975年、1975年以降の3つに分けて直線回帰した方が良いかと思えます。1940年以前と1975年以降では上昇傾向、傾きがかなり異なるように見えます(1940年～1975年は大戦とその影響?)。日本、熊谷の平均気温についても若干そのような傾向が認められるような気がします。そして1940年以前と1975年以降の変化率は明らかに異なると思えます。	図2-3については、時期別の気温上昇が異なることを示すことが目的ではなく、長期的なトレンドとして昇温していることを示すことを目的としています。	
9	11	(3)①	熊谷の最高気温が良く報道されていますが、過去と比べて気温上昇は埼玉県では熊谷が特殊なのでしょうか？全県的に同様の傾向があるのでしょうか？熊谷が突出している場合は、都市計画等何等かの原因が考えられるのでしょうか？	熊谷気象台では、2018年7月23日に日本の最高気温41.1℃を観測しています。一方、県内の他の気象庁の観測点7地点においても歴代最高気温は38.9～40.4℃です。県内のどこでも40℃近い気温を記録したことがあり、全県的に同様の傾向があると考えています。	
10	15	3(3)	平成28年に策定した「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」が、令和2年度に改正されていますが、気候変動適応対策としなかったのは、どのような理由からでしょうか？	実行計画に「適応計画」の内容を盛り込むことにより、地球温暖化対策に係る計画を一本化し、一元的に対策を進めていくためです。	
11	29	2(1)①	サーキュラーエコノミーの取組支援(新規)について取組そのもの、さらに支援について、具体的な内容がわかるような言葉を補足しないと、まったくイメージできないと思います。具体的な内容がわかるような表現を求めます。	新規の取組については次年度予算審査等の状況を踏まえ記載内容を検討してまいります。	
12	29	2(1)①	「事業者の環境マネジメントへの取組の促進」は、事務事業編に記載が無いのは何故でしょうか？	埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)は県庁が一事業者として取り組むものです。御指摘の項目は県内事業者の表彰等を行う県の取組であるため、同計画(区域施策編)のみに記載しています。	
13	32	2(1)③⑥他	再生可能エネルギーの太陽光発電は、初期の機材が更新時期を迎え廃棄量が増えているようです。エネルギーのうち電力は産業や生活に必須ですが、その機材の生産から、使用中の維持管理を含め廃棄までのライフサイクルを通じてのエネルギー消費や温室効果ガスの排出を検討して導入する必要があると考えます。今後の人口減少や集落の消滅等を考えると、大規模な施設での発電による送電よりも、災害時の対応を含め小規模の発電、地域ごとの効率的な発電方法を選択することも必要に思います。これまでの様に大規模な風力発電は埼玉県には不向きだと思いますが、強風でなくても発電できる装置等、多様な装置があるようです。災害時の対応を含めて家庭での対策を考えるようになってきていますので、多様なの情報提供を望みます。	太陽光発電設備については新たな技術開発の状況や環境負荷等も考慮しながら取組を進めてまいります。あわせて、太陽光発電を含む再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの分散型エネルギーの活用についても、県民や企業に対する情報提供・支援を行ってまいります。	
14	38	2(4)①	市町村と連携した持続可能な廃棄物処理の推進(新規)についてご説明では、主に広域化集約化をすすめるということでしたが、持続可能な廃棄物処理の推進ということでは、いささか弱いというか、もっとできること、やるべきことがあるように思いました。具体的には、処理の前段階の収集においてできることも盛り込んでいただくことはできないでしょうか。	施策概要として上位計画と整合を図る表現にしています。取組を進める上では収集する一般廃棄物自体を減量化するため、市町村と連携し、容器包装や食品ロスの削減について、事業者や県民に働きかけてまいります。	
15	40	2(5)②	休耕田や畑の活用対策が必要だと思います。	農地が有効に活用されるよう、関係機関と連携し、担い手への農地集積を促進してまいります。公有地化(買取又は借受)した農地については、農業者への貸付や、NPO団体等への管理委託により農業体験イベントを通じた普及啓発を図るほか、県農林公社への管理委託により景観植物の栽培、体験農園等による利活用を図ってまいります。	

No	頁	該当箇所	御意見・ご質問	県の考え方	計画の修正
16	40	2(6)	まちづくりには計画から実行まで多くの時間が掛かると考えます。この計画期間内での実施と効果については、どのように考えるのでしょうか？	御意見のとおり、まちづくりには多くの時間を要するため、現時点で着手するのとならないとでは将来に大きな差が出てきます。2050年カーボンニュートラルを目指す将来像として掲げ、長期的な視点で取り組んでまいります。	
17	41	2(6)②	学校教育における環境学習の充実について、生物多様性の保全という観点を重視した記述にはどうか。具体的には、「学校・園庭ビオトープ」や「在来の植物を使用した緑化」などのキーワードを加え、「幼少期から緑に親しむ環境」については「緑や生きものに親しむ環境」といった記述にはどうか。	学校教育における環境学習の充実については、「学校教育における環境学習の充実(P41)」の中で取り組むこととしています。取組を行う上では生物多様性の保全にも配慮してまいります。	
18	41	2(6)①	資料1 41ページ ①環境に優しいまちづくりの推進「Next川の再生の推進」の項「良好な水辺環境の保全」の具体的な形として、「生物多様性が保全された水辺」などと示すことで、治水と自然環境が両立した水辺であることを明記してはどうか。	施策概要として様々な資料で統一した表現にしています。取組を進める上では「生物多様性」にも配慮してまいります。	
19	41	2(6)①	都市のコンパクト化とともに限界集落等への対応も必要になると考えますが、今後分散している地域への対応はどのように考えるのでしょうか？	基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」を形成し、集落の維持を進める市町村を支援します。	
20	45	2(7)①	農業用貯水池は、もともと水辺の環境が豊かな場所にあることが多く、水辺の生きものにとっては、二次的な自然として重要な環境になっているため、「本来の目的」だけでなく、付帯した自然環境の機能についても十分に配慮すべきであることを示してはどうか。	御意見を踏まえて記載内容に「周辺の自然環境に配慮しつつ、」と追記します。	○
21	47	—	施策別実施目標については審議会でも多くの方から意見がありましたが、実現可能性について心配しています。埼玉県の特性上難しいと思われる事項があれば、記載する必要があるように思います。	施策別実施目標については県を挙げて実現を目指してまいります。	
22	47	—	施策カテゴリは、それまでの話の流れと異なるように感じます。何に基づくもののでしょうか？	施策カテゴリについては、地球温暖化対策推進法第21条に基づき設定しています。	
23	47	—	施策別実施目標については審議会でも多くの方から意見がありましたが、実現可能性について心配しています。精度の高いエビデンスがあったとしても、景気の動向の影響やコロナの影響もあると思います。どのような想定での目標値かを示す必要があるかもしれないと考えています。	目標の設定は上位計画である環境基本計画や県政運営の基礎である埼玉県5か年計画との整合を図るとともに、専門委員会の意見などを総合的に勘案して設定しています。本計画は2026年度を中間年度とし、社会情勢等も勘案し、目標、施策の両面から見直しを図ってまいります。	
24	48	1	IPCCの記載の次の記載ですので国の考え方を記載していると思いますが、他の章同様国の施策との関連を示しておいた方が分かりやすいのではないかと思います。	国の施策との関係については、「第2章 3 地球温暖化に関する主な取組」に記載しております。	
25	52	4	52P 4 適応策は県が主体で実施するだけで良いのでしょうか？国でも事業者に対して適応を求めており、事業者も県民もそれぞれの適応策を進める必要があるように思います。	国、事業者等との連携については、別途「地球温暖化対策(適応策)の方向性」としてまとめております。	
26	53	表5-1	影響を評価する際、どの程度の気候変動を想定しているのでしょうか？次の取組の具体策に関係してくると思います。”	各項目における影響評価については、国の「気候変動影響評価報告書」における本県に係りの影響に加え、各所管課において把握・予測している影響を加味し、総合的に評価しております。なお、国の気候変動影響評価報告書ではIPCC5次報告書における2℃上昇シナリオおよび4℃上昇シナリオの両方から影響を検討しています。	

No	頁	該当箇所	御意見・ご質問	県の考え方	計画の修正
27	54	表5-2	表5-1同様大項目毎に適応策の具体的内容に整合が取れるよう、方向性を示す必要があるように思います。方向性が無くいきなり具体的事項が出てくるのは、手順を飛ばしているように見えます。 (3)自然生態系分野の取組は、方針として順応的管理をするためのモニタリングを継続する等の記載があればいいように思います。	適応策の方向性については、別途「地球温暖化対策(適応策)の方向性」としてまとめております。	
28	55	4(4)	洪水や浸水による化学物質や廃棄物流出による環境汚染対策も必要だと考えます。熊本県等で実際に洪水の二次災害として環境汚染が発生しています。予防策を講じることのできるため、追記する必要があると考えます。	化学物質の適正管理と災害対策の推進については、上位計画である環境基本計画において位置付けています。また、廃棄物については御指摘踏まえ以下のとおり追記します。 「水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進します。」	○
29	56	4(5)②	感染症予防の普及啓発だけでなく、予防のためのワクチン接種等も必要になるかもしれません。	感染症予防の普及啓発においては予防のためのワクチン接種について適宜啓発活動を実施してまいります。	
30	63	図7	計画に基づき実施状況を評価する際の施策別実施目標に掲げる指標が必要ですが、6章の適応策についてはどのように評価するのでしょうか？	緩和策、適応策ともに毎年度施策施策の進捗を確認し、専門委員会への報告を行うとともに、県HPで公表しています。今後もPDCAを回しながら施策を実施してまいります。	
31	65	表1	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域に地域森林計画の対象の民有林というのを加えてはどうか。	法律や条例等により伐採等の指定行為が制限されていない個人所有の財産である民有林について、一律に「適切でない区域」に加えることは適当ではないと考え、原案のとおりとさせていただきます。なお、「埼玉県水源地域保全条例で定める水源地域」で指定する民有林だけで、民有林全体の約96%をカバーしており、森林保全の観点でも適切な区域設定基準となっていると考えています。	
32	68	表3	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響という項目の「収集方法」に市町村資料等を加えてはどうか。	御意見を踏まえ、収集すべき情報「貴重な動物・植物の生息・生育情報」の収集方法に、対象範囲の確定が容易な市町村資料を追記します。	○
33	68	表3	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響という項目の「適正な配慮のための考え方」を「原則として事業区域に含めない」といった表1に近いようなより踏み込んだ表現にできないか。	御意見を踏まえ、「又は低減」を削除し、「貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避に努める」とします。	○